交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第２項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

　　　　　　　年　 　月　　　日

住　所

氏　名

和　歌　山　県　知　事

　　　　　　保　健　所　長　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃棄した医薬品である覚醒剤原料 | 品　　名 | 数　　量 |
|  |  |
| 廃棄を行った施設の所在地及び名称 |  | |
| 廃棄の日時 |  | |
| 廃棄の場所 |  | |
| 廃棄の方法 |  | |
| 廃棄の事由 |  | |
| 参考事項 |  | |

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

１　添付書類　　　なし

２　記載上の注意事項等

（１）提出部数

和歌山市内は薬務課へ１部、和歌山市以外は保健所へ１部

（２）届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載することまた、廃棄が必要な薬局の名称と所在地を併記すること。

（３）廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

（４）廃棄の方法は、（粉砕して）放流、焼却等を記載すること

（５）患者等から譲り受けて廃棄した場合、廃棄の事由は、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」の「譲り受けた事由」と同じでよい

３　留意事項

（１）廃棄後３０日以内に届け出ること。

（２）対象となる覚醒剤原料

　　処方箋により調剤された覚醒剤原料

　　①患者が不要になり、患者から譲り受けたとき

　　②患者の死亡により相続人等から譲り受けたとき

（３）廃棄から３０日以内であれば、複数の廃棄を１つの交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書にまとめることができる。

覚醒剤取締法第30条の14第２項の規定により交付又は調剤済みの医薬品

である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

　　　○○年△△月××日

住　所　○○市▲▲町××

氏　名　医療法人○×会

理事長　　○田△雄

和　歌　山　県　知　事

　　　　　　保　健　所　長　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃棄した医薬品である覚醒剤原料 | 品　　名 | 数　　量 |
| エフピーＯＤ錠　2.5ｍｇ | １４錠 |
| 廃棄を行った施設の所在地及び名称 | ○○市△△町××  ●●病院 | |
| 廃棄の日時 | ○○年△△月 | |
| 廃棄の場所 | ●●病院薬剤部 | |
| 廃棄の方法 | 粉砕して放流 | |
| 廃棄の事由 | 患者死亡のため | |
| 参考事項 |  | |